

感染症対策指針

法人名: 一般社団法人 ころみ

事業所名: ころみの訪問看護ステーション心春

当事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアルを遵守するとともに、当事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平時からの備え

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔保持及び健康状態の管理に努め、職員が感染源となることを予防し、利用者および職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」(含む 入職時)を定期的を実施する。
- ④ 実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的を実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。
- ⑥ 備蓄品の確保

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例(以下「感染事例等」という。)が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画(BCP)に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け(ゾーニング・コホーティング)
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
- ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
 - イ) 医療機関: はりま病院 078-943-0050

- ロ) 嘱託医: はりま病院 院長 柏木 亮一
- ハ) 保健所: 加古川市保健所 079-421-9108
- 二) 指定権者: 東播磨県民局(加古川市健康福祉事務所) 079-421-9108

④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて代表理事や管理者と協議の上、感染対策業務 継続(BCP)等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

- イ) 社内: 代表理事
- ロ) 利用者・家族: 管理者・看護職員

3. 感染症対策委員会の設置

当事業所では、感染症の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染症対策委員会」という。)を置き、少なくとも年に2回以上開催する。感染症対策委員会は下記委員から構成する。

- ・委員長: 代表理事
- ・委員: 管理者

感染症対策委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

<附則> 本方針は、令和6年2月1日から適用する